## 会 議 録

		五 哦 哟					
会請	議の名称	令和3年度つくば市福祉有償運送運営協議会					
開作	崔日時	令和 4 年(2022 年) 3 月 14 日 (月) 開会 14:00 閉会 14:40					
開作	崔場所	つくば市役所2階 防災会議室(2)(3)					
事	務局 (担当課)	福祉部高齢福祉課					
	委員	水野 智美委員、牧瀬 成博委員、武藤 成一委員、小林 健					
		太委員、佐藤 文信委員、松村 美枝子委員、津野 義章委員					
出	その他	一般社団法人絆 高木 圭介様					
関東運輸局茨城運輸支局首席運輸企画専門官 仲野 俊二様							
者	事務局	福祉部 津野部長、吉原次長					
		障害者地域支援室 福田室長、吉田主事					
		高齢福祉課 中根課長、相澤課長補佐、石川係長、島田主任、					
		川上主事					
公	開・非公開の別	□公開 □非公開 ■一部公開 傍聴者数 0人					
非:	公開の場合はそ	つくば市情報公開条例第5条第1号、第2号が部分的に含まれ					
Ø.	るため。						
議題 福祉有償運送の更新登録について							
会請	議録署名人	確定年月日 令和4年(2022年)3月31日					
	1 開会						
会	2 あいさつ						

- 議 3 座長選出
- 次 4 座長あいさつ
- 第 5 議事 福祉有償運送の更新登録について
  - 6 その他

## <会議内容>

### 1 開会

相澤補佐:本日はご多用中にもかかわらず、ご出席いただきましてありがとう ございます。本日の進行を務めさせていただきます高齢福祉課課長 補佐の相澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

定刻前ではございますが、皆様そろいましたので、これより令和3年度つくば市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。

まず初めに、福祉部長の津野より挨拶を申し上げます。

## 2 あいさつ

津野部長:着座にて失礼いたします。

つくば市福祉部長の津野でございます。

皆様ご多用の中、またこの新型コロナウイルスの流行中でございますけれども、当協議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

この協議会は皆様ご承知の通り、つくば市における NPO 法人等による福祉有償運送の必要性や、実施に伴う安全確保、旅客の利便の確保について協議するために設置されたものでございます。

つくば市では現在4団体が、福祉有償運送を実施しており、障害の ある方や要介護、要支援の認定を受け、公共交通機関の利用が難し い方にとって、大きな役割を担っております。

本日は、更新登録の申請の議事がございますので、委員の皆様の円 滑なご協力をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

相澤補佐:ありがとうございました。

福祉部長におかれましては、委員となっておりますので、委員席に ご移動をお願いいたします。 次に、資料の最後にあります資料4に、つくば市福祉有償運送運営 協議会委員名簿がございます。

そちらの資料に従いまして、委員の皆様のご紹介をさせていただき ます。

筑波大学医学医療系准教授 水野 智美様

水野委員:水野でございます。よろしくお願いいたします。

相澤補佐:関東運輸局茨城運輸支局首席運輸企画専門官 牧瀬 成博様

牧瀬委員:よろしくお願いします。

相澤補佐:関東鉄道株式会社常務取締役 武藤 成一様

武藤委員:関東鉄道株式会社 武藤です。どうぞよろしくお願いします。

相澤補佐:筑波学園タクシー協同組合 株式会社上郷タクシー代表取締役

小林 健太様

小林委員:よろしくお願いいたします。上郷タクシーの小林と申します。

相澤補佐:特定非営利活動法人友の会たすけあい理事長 佐藤 文信様

佐藤委員:NPO法人友の会たすけあいの佐藤です。よろしくお願いいたします。

相澤補佐:つくば市福祉団体等連絡協議会会長 後藤 真紀様、つくば市シル

バークラブ連合会会長 伊藤 達也様は都合により欠席となってお

ります。

つくば市ボランティア連絡協議会世話人 松村 美枝子様

松村委員:世話人代表の松村と申します。よろしくお願いいたします。

相澤補佐:つくば市から福祉部長 津野 義章

津野部長:津野です。よろしくお願いいたします。

以上7名です。

相澤補佐:なお、本日は随行として、関東運輸局茨城運輸支局首席運輸企画専

門官の仲野 俊二様にご出席いただいております。

随行: 仲野です。よろしくお願いします。

相澤補佐:どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局の職員の紹介をさせていただきます。

福祉部次長の吉原でございます。

吉原次長: 吉原でございます。よろしくお願いいたします。

相澤補佐:高齢福祉課課長の中根です。

中根課長:どうぞよろしくお願いいたします。

相澤補佐:係長の石川です。

石川係長:石川です。よろしくお願いいたします。

相澤補佐:主任の島田です。

島田主任:よろしくお願いいたします。

相澤補佐:主事の川上です。

川上主事:よろしくお願いいたします。

相澤補佐:障害者地域支援室室長の福田です。

福田室長:福田です。よろしくお願いいたします。

相澤補佐:主事の吉田です。

吉田主事:よろしくお願いいたします。

相澤補佐:そして私、高齢福祉課課長補佐の相澤と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

3 座長選出(座長:水野 智美)

相澤補佐:次に、座長の選出に移りたいと思います。

どなたか座長になっていただける方はいらっしゃいませんでしょう

か。

相澤補佐:では、事務局から提案させていただきます。

これまでも、座長のご経験がある水野智美様に座長をお願いできれ

ばと思いますが、いかがでしょうか。

委員: 異議なし。

相澤補佐:ありがとうございます。異議なしという声をいただきましたので、 水野様にお願いしたいと思います。

水野様には、座長席にご移動をお願いいたします。

座長からご挨拶をいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

## 4 座長あいさつ

水野座長:座ったままで失礼いたします。 筑波大学の水野と申します。

このコロナ禍におきまして、障害のある方、高齢な方、なかなかこう、感染予防をしながら外出するというのが非常に難しいこの現代であるんですけれども、福祉有償運送というものがその支援の一助となるというふうに思っており、非常に大切な会議であるというふうに認識しております。

本日は拙い進行ではありますけれども、皆様のご協力のもとで進め させていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

相澤補佐:ありがとうございました。

議事に入ります前に、本日の出席状況を報告させていただきます。 つくば市福祉有償運送運営協議会設置要項第4条第2項の規定により、会議の開催は委員の過半数が必要となりますが、委員9名のうち7名出席いただいておりますので、本会は成立しますことをご報告いたします。

次に、協議会の公開非公開についてですが、当協議会はつくば市附 属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例第3条に基づき、公 開が適当であると考えます。

ただし、審議においてつくば市情報公開条例第5条第1号に規定される個人情報及び第2号に規定される法人等事業活動の情報が部分

的に含まれますため、一部公開としたいと考えますがいかがでしょ うか。

相澤補佐:異議なしと認め、この協議会を一部非公開とすることに決定いたします。

次に、会議録についてですが、本協議会は会議録を作成し公開をさせていただきますが、その際、会議録には発言者の名前を記載して 公開させていただいております。

また、会議録の作成のために、事務局で会議の内容を録音させてい ただきますのでご承知おき願います。

それではここからは水野座長に進行をお願いしたいと思います。 よろしくお願いいたします。

### 5 議事

水野座長:はいではよろしくお願いいたします。

議事に入りますので申請者の方の入室をお願いいたします。

<申請者入室>

水野座長:ではただいまから議事に入ります。

福祉有償運送の更新登録についてでございます。

ここからは個人情報に言及する可能性もあるため、非公開とし、傍 聴人の退出をお願いします。

#### ≪非公開≫

○福祉有償運送の更新登録について(一般社団法人 絆)

(事務局による説明)

(委員からの意見、質疑応答)

水野座長: それでは決をとりたいと思います。

ただいまの申請内容でよろしいと思われる方は挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

参加委員7名中7名の賛成で本案件は承認といたします。

以上で議事案件については終了いたします。

これで任を解かせていただきます。

ありがとうございました。

## 6 その他

相澤補佐:ありがとうございました。

水野様、委員の皆様ご審議ありがとうございました。

それでは、その他といたしまして事務局から報告がございます。

事務局 : 今回承認をいただきました団体には、運営協議会において協議が調った書類を当協議会の主宰者であるつくば市長名で交付します。その書類と合わせて茨城運輸支局に更新登録申請の手続きを行っていただくこととなります。

次に、お手元の資料2をご覧ください。こちらは、福祉有償運送の 旅客の範囲の対象である身体障害者、要介護者等のつくば市の状況 です。

(1)の①は、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者の人数になります。平成30年度から今年度までをまとめましたが、令和3年度の合計は、5,076人と年々増加しております。

裏面の②・③は、要介護・要支援認定を受けている方の人数になります。こちらも①と同様、年々増加しており、令和3年度は要介護、要支援合わせて7,858人となっております。

④についても、知的障害の方、精神障害の方の人数のどちらも年々増加しており、令和3年度はそれぞれ1,333人、1,476人となっております。

今述べたとおり、つくば市の身体障害者、要介護者等の移動制約者の人数は、増加しており、そうした状況の中でドア・ツー・ドアの個別輸送を行う福祉有償運送のニーズは高まっていると考えます。

次に、2 pの下部に記載のある※移動困難申出書による対象者の欄をご覧ください。移動困難申出書による対象者についてですが、平成29年2月9日のつくば市福祉有償運送運営協議会において、障害者手帳や介護認定を受けていない者から福祉有償運送の利用申請があった際の判定資料として、「つくば市福祉有償運送にかかる移動困難申出書」を提出してもらうこととしました。判定基準は、3 pの記入例にあるように移動・身体・コミュニケーション・日常生活の全体で、3か所以上に該当していること、またはチェック項目に3つ以上の該当はないが、単独で公共交通機関を利用することが困難である理由が2の欄に記入されていて、適当であることです。その判定は、協議会事務局である高齢福祉課に委任されました。

4 p をご覧ください。N P O 法人等による移動制約者に対する輸送サービスの活動状況についてです。平成29年度から令和3年度までの会員数と利用件数をまとめました。それぞれの合計を見てみると、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、合計延べ会員数603名、合計延べ利用件数1947件と減少しておりますが、おおむね増加傾向にあり、福祉有償運送のニーズは高まっていると考えます。つくば市の福祉有償運送の状況については以上です。次に、資料2のp3のつくば市福祉有償運送にかかる移動困難申出

書の記入例をご覧ください。つくば市では、行政手続のデジタル化 や業務効率化の観点から、全庁的に押印廃止の動きを進めていると ころです。つきましては、この移動困難申出書についても利用者欄 の押印を廃止いたします。

本日、お配りしました協議会資料の一部につきましては、個人情報等が含まれておりますので、資料1の更新登録申請の資料については、回収させていただきたいと思いますので、机の上に置いたままでお願いいたします。

また、本日御出席いただきました委員の皆様には、以前提出いただきました口座に後日、謝礼をお支払いいたします。口座を変更した方がいらっしゃいましたら、協議会の終了後にお声がけください。 駐車場に関しましては、ただいま無料開放中ですのでそのまま出場可能です。

相澤補佐:それでは以上で、令和3年度つくば市福祉有償運送運営協議会を終 了させていただきます。皆様ありがとうございました。お疲れ様で ございました。

# つくば市の福祉有償運送の現状について

資料2

つくば市の人口(令和3年(2021年)4月1日現在)人口 242,866人 108,194世帯 世帯数

65歳以上の人口 47,158人(高齢化率 19.42%)

## (1)身体障害者、要介護者等の移動制約者の状況

## ① 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者

各年4月1日現在

	等級	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	1級	101人	106人	103人	104人
	2級	93人	98人	106人	111人
  視覚障害	3級	17人	18人	19人	15人
优見牌音 	4級	23人	23人	24人	24人
	5級	51人	50人	52人	49人
	6級	13人	16人	15人	15人
	1級	1人	1人	1人	0人
	2級	141人	149人	155人	157人
   聴覚∙平衡機能障害	3級	63人	68人	63人	61人
<sup>呃克·</sup> 丁以饭化焊合 	4級	67人	63人	67人	71人
	5級	1人	1人	1人	1人
	6級	173人	172人	171人	163人
	1級	0人	0人	0人	0人
   音声∙言語機能	2級	2人	2人	1人	2人
自产   白品版化	3級	39人	39人	34人	31人
	4級	16人	16人	19人	20人
	1級	308人	308人	303人	303人
	2級	596人	592人	567人	564人
┃ ┃肢体不自由	3級	574人	577人	559人	552人
	4級	604人	598人	583人	560人
	5級	186人	187人	188人	189人
	6級	122人	127人	128人	130人
	1級	1,225人	1,229人	1,272人	1,322人
   内部機能障害	2級	20人	22人	22人	24人
기 마시双 RCP부 古	3級	226人	255人	253人	263人
	4級	288人	322人	348人	345人
計		4,950人	5,039人	5,054人	5,076人

- ② 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- ③ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者

各年4月1日現在

区分	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	要介護1	1,648人	1,712人	1,701人	1,812人
<u> </u>	要介護2	1,517人	1,540人	1,577人	1,596人
要介護 認定	要介護3	1,105人	1,104人	1,166人	1,184人
до 🛴	要介護4	896人	951人	963人	996人
	要介護5	642人	639人	650人	609人
要支援	要支援1	635人	726人	695人	755人
認定	要支援2	835人	925人	903人	906人
	計	7,278人	7,597人	7,655人	7,858人

## ④ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害 (発達障害、学習障害を含む)を有する者

各年4月1日現在

	等級	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	OA	285人	292人	306人	312人
知的障害	Α	286人	283人	287人	287人
재미기부급	В	300人	311人	324人	329人
	С	323人	345人	376人	405人
1	計	1,194人	1,231人	1,293人	1,333人

## 各年4月1日現在

	等級	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	1級	106人	105人	112人	121人
精神障害	2級	579人	661人	762人	823人
	3級	437人	429人	491人	532人
i	計	1,122人	1,195人	1,365人	1,476人

### ※移動困難申出書による対象者

平成29年(2017年)2月9日につくば市福祉有償運送運営協議会を開催し、障害者手帳や介護認定を受けていない者から、福祉有償運送の利用申請があった際には、福祉有償運送による運送を必要とする者であるかどうかの判定資料として、つくば市福祉有償運送にかかる移動困難申出書を提出させることとした。判定基準は、申出書の移動・身体・コミュニケーション・日常生活の全体で、3か所以上に該当していること、またはチェック項目に3つ以上の該当はないが、単

が以上に該当していること、またはデェック項目に3つ以上の該当はないが、単独で公共交通機関を利用することが困難である理由が2の欄に記入されていて、適当であること。

また、その判定は、協議会事務局である高齢福祉課に委任された。

#### 【身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳保持者以外の方、要介護認定を受けていない方】

## つくば市福祉有償運送にかかる移動困難申出書

つくば市福祉有償運送運営協議会事務局 宛て

## 記入例

下記のとおり、私は他人の介助によらず移動することが困難であり、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難であることを申し出ます。

なお、判定に際し必要があるときは、認定に係る調査内容、審査会資料、主治医意見書及び認定結果を使用することに同意いたします。

利用者	氏名っく	ば 太郎				F	住所	つくば市研究学園1-1	-1
	生年月日	昭和	〇年	0	月	0	B	電話 〇〇〇一	0000
(代筆者)	<u>氏名 <b>土浦</b></u>	花子					電話	000- 0000	<u>関係 友</u> 人
	代筆の理由	手と目	が不自	由で	書く	عت	ができた	ないため	
1 移動・身けてくた		ション・日	常生活	の状	況と	:して	、あては	はまるものすべて□にチ	エックをつ
移動	□介助があれ □ 段差や路面							」やすい □車両の乗り隊	<b>条りが困難</b>
	□車いす使用	□歩復	<b></b> 行補助耳	퇻(シ)	ルバ	、一ナ	一含む	〉)使用 □その他の用。 (	具使用
身体	□会話のやりと	≤りが困難	惟				興奮し	<b>、</b> やすい	
	□自分でタクシ	/ <b>一</b> を呼ぶ	ぶことが	できな	こしい		障害が	があることが他の人にわ	からない
コミュニ ケーション	レ重い荷物が	持てない					(		)
1	混雑に耐え	られない							
日常	レ介助なしには	は料金支	払いが固	困難		L	<b>₽</b> 移動 <i>0</i>	D際に介助者がいない	
生活	□判断が苦手	で、自分 <sup>·</sup>	でやりと	りがつ	でき	ない			
(例:一		居、高齢	者だけ					状況について御記入くだ 帯状況や家族が遠方に	
	R症でよく見えず、 いるが、日中独居							タクシーには一人で乗れ が誰もいない。	<b>いない</b> 。
 ※事業所及	 ひび運営協議会事	務局記入	<b>————</b> 欄						
	確認者		確認日					確認者氏名	備考
福祉有	償運送事業所	平成	29年3月	21日		NΡ	O法人C	〇〇〇〇 牛久 太郎	
運営協	議会(事務局)	平成	29年3月	22日		高齢	福祉課	00 00	

## NPO法人等による移動制約者に対する輸送サービスの活動状況報告

事業者区分	平成29年度	/4~6月	平成29年度	平成29年度/7~9月		平成29年度/10~12月		平成29年度/1~3月		合計延べ利
<b>事未</b> 有区力	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	用会員数	用件数
NPO法人 友の会たすけあい	84人	331件	88人	316件	92人	358件	93人	315件	357人	1,320件
NPO法人 サラダボール	26人	136件	28人	135件	27人	130件	27人	120件	108人	521件
医療法人 飯村医院 訪問介護事業所なかよし	9人	23件	10人	16件	11人	41件	12人	11件	42人	91件
一般社団法人 絆	18人	41件	36人	73件	51人	99件	58人	90件	163人	303件
合計	137人	531件	162人	540件	181人	628件	190人	536件	670人	2,235件

事業者区分	平成30年度/4~6月		平成30年度	平成30年度/7~9月		平成30年度/10~12月		平成30年度/1~3月		合計延べ利
→ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	用会員数	用件数
NPO法人 友の会たすけあい	91人	388件	93人	387件	99人	457件	101人	432件	384人	1,664件
NPO法人 サラダボール	27人	117件	28人	135件	28人	148件	29人	183件	112人	583件
医療法人 飯村医院 訪問介護事業所なかよし	13人	8件	14人	13件	15人	11件	15人	14件	57人	46件
一般社団法人 絆	33人	176件	29人	142件	32人	135件	36人	100件	130人	553件
合計	164人	689件	164人	677件	174人	751件	181人	729件	683人	2,846件

事業者区分	平成31年度	₹∕4~6月	令和元年度	/7~9月	令和元年度	/10~12月	令和元年度	/1~3月	合計延べ利	合計延べ利
<b>事未</b> 有应力	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	用会員数	用件数
NPO法人 友の会たすけあい	90人	416件	94人	411件	98人	399件	104人	328件	386人	1,554件
NPO法人 サラダボール	29人	130件	29人	144件	28人	159件	26人	136件	112人	569件
医療法人 飯村医院 訪問介護事業所なかよし	16人	16件	16人	10件	17人	15件	17人	8件	66人	49件
一般社団法人 絆	40人	113件	44人	132件	47人	145件	47人	131件	178人	521件
合計	175人	675件	183人	697件	190人	718件	194人	603件	742人	2,693件

事業者区分	令和2年度	/4~6月	令和2年度	/7~9月	令和2年度	/10~12月	令和2年度	/1~3月	合計延べ利	合計延べ利
→ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	用会員数	用件数
NPO法人 友の会たすけあい	89人	260件	94人	326件	96人	344件	94人	293件	373人	1,223件
NPO法人 サラダボール	26人	76件	26人	118件	27人	113件	27人	117件	106人	424件
医療法人 飯村医院 訪問介護事業所なかよし	17人	9件	12人	10件	13人	5件	13人	23件	55人	47件
一般社団法人 絆	17人	71件	25人	78件	15人	52件	12人	52件	69人	253件
合計	149人	416件	157人	532件	151人	514件	146人	485件	603人	1,947件

事業者区分	令和3年度	/4~6月	令和3年度	/7~9月	令和3年度	/10~12月	令和3年度	/1~3月	合計延べ利	合計延べ利
争未有区方	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	用会員数	用件数
NPO法人 友の会たすけあい	77人	316件	78人	303件	81人	250件			236人	869件
NPO法人 サラダボール	27人	151件	27人	138件	25人	142件			79人	431件
医療法人 飯村医院 訪問介護事業所なかよし	12人	10件	15人	16件	17人	7件			44人	33件
一般社団法人 絆	9人	76件	8人	67件	9人	96件			26人	239件
合計	125人	553件	128人	524件	132人	495件	0人	0件	385人	1,572件

〇つくば市の福祉有償運送団体

NPO法人 友の会たすけあい

NPO法人 サラダボール

医療法人社団健康尚仁会 飯村医院 訪問介護 なかよし

一般社団法人 絆

許可期限 令和5年6月7日

許可期限 令和5年7月31日 許可期限 令和5年10月28日

許可期限 令和4年4月26日

## つくば市福祉有償運送運営協議会設置要項

(設置)

第1条 つくば市における特定非営利活動法人等による福祉有償運送の必要性や福祉有償運送の実施に伴う安全の確保、旅客の利便の確保について協議するために、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第79条の規定に基づき、つくば市が主宰者となり、つくば市福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。
  - (1) 法 79 条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録(法 79 条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第 79 条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。) を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
  - (2) 法 79 条の 12 第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
  - (3) 協議会の運営方法、当該福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員等)

- 第3条 協議会は、次に掲げる者から構成するものとする。
  - (1) 市長又はその指名する職員
  - (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
  - (3) 福祉有償運送利用者の代表(障害者団体を代表する者)
  - (4) 福祉有償運送利用者の代表(高齢者団体を代表する者)
  - (5) ボランティア団体を代表する者
  - (6) 地方運輸局長若しくは茨城運輸支局長又はその指名する職員
  - (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
  - (8) つくば市の管轄する区域内において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等
  - (9) 学識経験者

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、運営協議会 の運営上必要と認められる者を構成員として加えることができる。
- 3 市長は、法第79条の2の規定による登録の申請に係る福祉有償運送について協議会において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

(会議)

- 第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、次に掲げる場合に市長が招集する。
  - (1) 法 79 条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録(法 79 条の6第1項の 規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第 79 条の7第1項の規定に基づく 変更登録を含む。)の申請があった場合
  - (2) 法 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による合意の解除を行う必要があると市長が認める場合
  - (3) 協議会の運営方法、当該福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し必要がある場合
- 2 会議は、第3条に規定する構成員の過半数が出席しなければ開催することができない。ただし、会議の招集が困難である場合等にあっては、開催に代えて書面の 郵送により意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。
- 3 会議の議事は、出席した構成員(当該議事に利害関係のあるものを除く。)の 過半数で決する。この場合において、可否同数のときは、座長が会議の議事を決す るものとする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

附則

- この要項は、平成22年4月1日から施行する。
- この要項は、平成25年4月1日から施行する。
- この要項は、平成29年4月1日から施行する。
- この要項は、令和2年5月11日から施行する。
- この要項は、令和3年4月1日から施行する。

# つくば市福祉有償運送運営協議会委員

No.	委員区分	役職名	氏名
1	学識経験者	筑波大学医学医療系准教授	水野 智美
2	地方運輸局長若しくは茨城運輸支局長又はその指名する職員	関東運輸局茨城運輸支局首席運輸企画専門官	牧瀬 成博
3	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	関東鉄道株式会社常務取締役	武藤 成一
4	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	筑波学園タクシー協同組合 (株)上郷タクシー 代表取締役	小林 健太
5	つくば市の管轄する区域において現に福祉有 償運送を行っている特定非営利活動法人等	特定非営利活動法人 友の会たすけあい 理事長	佐藤 文信
6	福祉有償運送利用者の代表(障害者団体を代表する者)	つくば市福祉団体等連絡協議会 会長	後藤 真紀
7	福祉有償運送利用者の代表(高齢者団体を代表する者)	つくば市シルバークラブ連合会 会長	伊藤 達也
8	ボランティア団体を代表する者	つくば市ボランティア連絡協議会 世話人	松村 美枝子
9	地方公共団体の長又はその指名する職員	つくば市福祉部長	津野 義章